



『ゴールデンウィーク終了』

ゴールデンウィークが終了しました。今年のゴールデンウィークは、コロナの感染リスクが低下し、また水際対策の緩和によって外国人観光客が急増し、経済全体にも好影響を与えました。JTBによると国内旅行者数は約2,450万人（対前年153.1%）、海外旅行者数は約20万人（対前年400%）とのことでした。ちなみに、海外旅行人気エリアは韓国・ハワイ・アメリカ、国内旅行先人気ランキング1位は「北海道」、2位「東京都」、3位「大阪府」だったそうです（諸説あります）。皆さんはどのようなゴールデンウィークを過ごしましたか。

さて、ゴールデンウィークが明けた5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行しました。

これまでの2類感染症から5類感染症への移行に伴い、東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校におけるガイドライン」が廃止となることを受け、これまで中野区が新型コロナウイルス感染症対策として発出していた通知についても廃止となります。保護者の皆様には、下記の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について」をご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について」

1 感染症対策の見直しの基本的な考え方

- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・基礎疾患がある幼児・児童・生徒がいたり、様々な環境や考えの家庭があったりすることから、学校・園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、子どもたちの意思を尊重し、マスクの着脱について自ら判断できるようにします。
- ・幼児・児童・生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

2 報告・周知について

- ・幼児・児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の教育委員会への報告や保護者への周知は全て不要となります。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、学級閉鎖等については、これまでどおり学校医等と相談して決定するとともに、対応について保護者に知らせすることとします。

3 今後の感染症対策について

(1) 平時に学校・園で行う感染症対策

- ・幼児・児童・生徒の毎朝の健康状態の把握（口頭での報告や家庭との連携による）。健康カードは終了します。
- ・適切な換気の確保（可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う）。
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導。
- ・幼児・児童・生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるような感染症対策に関する指導。

※感染状況が落ち着いている平時においては、上記以外に特段の感染症対策を講じません。

(2) 地域や学校・園で感染が流行している場合、一時的に講じることが考えられる感染症対策

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

4 学校・園における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

(1) 出席停止の期間等

- ・「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ・出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定しません。

(2) 濃厚接触者の取扱いについて

- ・濃厚接触者の特定は行わないため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。
- ・従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行ないません。(同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した幼児・児童・生徒については、出席停止の対象としません。)

(3) その他の留意事項

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった幼児・児童・生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合(同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など)には、欠席とはせず、出席停止とすることも可能となります。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校しないよう、幼児・児童・生徒・保護者に対する周知・呼びかけを行います。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。
- ・幼児・児童・生徒や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる検査を求めません。
- ・幼児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した際、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。また、登校・登園するに当たっても、学校・園に陰性証明を提出する必要はありません。

不明な点等がありましたら、第二中学校 [03-3382-7151](tel:03-3382-7151) までご連絡ください。

『 ゴールデンウイーク明け、お子様の様子はいかがですか? 』

学校では、長期休業明けの生徒の状況を注視しています。特にゴールデンウイーク明けは、4月の新生活で緊張していた子どもの気持ちか緩み、緊張の中で吐露できなかった感情が表出することで、生徒間のトラブル等が発生するとともに、授業、部活、人間関係に関する不安が顕著となり、登校渋りが見受けられるようになるとともに、対応が後手に回ると不登校へとつながる可能性があります。また、東京都教育庁指導部指導企画課からの通知によると、18歳以下の若年層の自殺は、学校の長期明けにかけて増加する傾向があると記されています。令和4年の児童・生徒の自殺者数は過去最多の512人(暫定値)となっており、特に男子高校生の自殺者数が前年に比べて38人増加するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。また、中野区では大学生・専門学校生の自殺者数も増加しているそうです。

学校としましては、下記のとおり、学校組織全体で連休明けにおける生徒の自殺予防の取り組みが確実に行われるよう指導・助言を行ってまいります。

ご家庭におかれましても、お子様の変化に気付きましたら、気兼ねなく学校へご相談ください。

学校による自殺予防に係る取り組み

1 全ての生徒に向けて

大型連休前後の学級指導において、全ての生徒に対して、悩みや不安がある場合は、相談しやすい教職員等に相談するよう伝えるとともに、学校外の相談窓口について周知する。

【別紙:「不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう」参照】

2 支援が必要な生徒の早期発見・早期対応に向けて

教職員による一人一人の生徒への観察や積極的な対話等を通じて、少しでも気になる様子が感じられる生徒の状況について管理職をはじめ教職員間で情報を共有し、スクールカウンセラーによる面接を行うなど、早期支援を実施します。

また、家庭を訪問するなど保護者等と連携して、当該生徒の状況を確認します。当該生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応します。

人は誰も落ち込むことがあります。もし、身近な人や大切な人が落ち込んでいたらとても心配になります。少しでも元気になってもらうために何かできないか…でも何をしたら良いか分からないと、悩んだことはありませんか?

そんな時は、勇気を出してまずは優しく声をかけてみることから初めてみてはどうでしょうか。声を掛け合うことで不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

~以下の4つの視点のうちどれか一つができるだけでも、悩んでいる人にとっては大きな支えになるでしょう~ ゲートキーパーの役割より

変化に気付く・**じっくりと耳を傾ける**・**支援先につなげる**・**温かく見守る**